

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕
○ 医師法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働二)
○ 労働災害防止団体系法施行規則等の一部を改正する省令(同三)

〔告 示〕

○ 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示(財務三〇七、一〇)
○ 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同八)
○ 国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同九)
○ ボイラー及び第一種压力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示(厚生労働二)

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十五年一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について(国土交通省)

平成二十五年一級建築施工管理技術検定及び二級建築施工管理技術検定の実施について(同)	三
平成二十五年一級電気工事施工管理技術検定及び二級電気工事施工管理技術検定の実施について(同)	四
平成二十五年一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について(同)	五
平成二十五年一級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について(同)	六
平成二十五年一級建設機械施工技術検定・二級建設機械施工技術検定の学科試験及び実地試験の実施について(同)	七
〔公 告〕	八
諸事項	九
裁判所 破産、免責関係 特殊法人等 独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、裁決取消訴訟の判決確定関係	一〇
地方公共団体 行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係 会社その他 会社決算公告	一一

省 令

○ 厚生労働省令第二号
医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)第三条及び第十一條、歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)第三条及び第一條、診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第一條の二及び第五條、保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第一條の三及び第十條、齒科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第一條及び第八條、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第一條及び第二十條、薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)第三條及び第十一條、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)第一條及び第八條、視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)第一條及び第八條、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第九條並びに義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第九條の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年一月九日
厚生労働大臣 田村 憲久

医師法施行規則の一部改正
第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第二号中「戸籍抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第一項及び第四條において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。
第三条第一項中「戸籍抄本」の下に「(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第四条中「戸籍抄本」の下に「(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(免許証の再交付の申請手続)
第四条の二 令第九條第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中长期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第二号中「戸籍抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第一項及び第四條において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。
第三条第一項中「戸籍抄本」の下に「(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

(免許証の再交付の申請手続)
第四条の二 令第九條第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第三条 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第一号を次のように改める。
一 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第四條の二第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。

第三条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第一條の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第四条の二に次の一項を加える。
2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第四条 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第四号中「戸籍抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五條の三において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第五条中「戸籍抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第五條の三 令第六條第三項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請書に添付する書類)
第五条の四 令第七條第四項の免許証の再交付の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第五条 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第二号を次のように改める。
一 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第四條の二第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。

第三条第一項中「第三條第一項」を「第三條第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第四条の二に次の一項を加える。
2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第五条中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第六條 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
第一条の四第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第二條の二第二項及び第三條の二第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第二条の二第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第七條 薬剤師法施行規則の一部改正

令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三條第二項及び第五條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を添えなければならない。

第五條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を添えなければならない。

第六條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第八條 理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正

(昭和四十年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三條第二項及び第五條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第一項中「第三條第一項」を「第三條第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第五條に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))を添えなければならない。

第六條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第九條 視能訓練士法施行規則の一部改正

(昭和四十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「当たつて」を「当たつて」に改め、第一条の二中「行つた」を「行つた」に改める。

第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三條第二項及び第五條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第一項中「第三條第一項」を「第三條第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第五條に次の一項を加える。

第六條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第十條 臨床工学技士法施行規則の一部改正

(昭和六十三年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「当たつて」を「当たつて」に改め、第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三條第二項及び第六條第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三條第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第六條第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

第六條第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。))」を加える。

